

令和3年第6回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和3年6月25日(金) 午前8時30分～10時50分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 平川局長、篠原主幹、大里主査、棚町主査、中村主任、

議事録署名委員(10番 西村 四男 委員・11番 久木山 純広 委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について

日程第2 報告議案第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法分(1件)について

日程第3 報告議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可指令(1件)について

日程第4 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第5 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(5件)について

日程第6 議案第36号 非農地証明願(2件)について

日程第7 議案第37号 農地の形質変更届出(1件)について

日程第8 議案第38号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規8件・継続1件)について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和3年第6回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和3年第6回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員11名、欠席委員1名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、10番西村四男委員・11番久木山純広委員をお願いします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1報告議案第13号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第13号農地法第18

条第6項の規定による合意解約通知は1件2筆742㎡です。

今後中間管理機構を介しての契約を行うための解約です。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。今回1件ということで事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第1報告議案第13号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件につきましては、報告のとおり、受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第13号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件につきましては、報告のとおり受理することと決定いたしました。続きまして、日程第2報告議案第14号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分についてを議題とします。

議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第14号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は1件1筆9,317㎡です。後ほど議案の24から25ページの農用地利用集積計画書案一括方式にて、現在の農地を3つに分けて、1つを今後も自分で耕作し、残り2つを賃貸借するために、ご審議いただくための解約です。よろしくお願ひします。

議長

ただ今事務局の説明がありました。今回中間管理法の分は1件ということで2ページを見ていただくと貸人・借人が同一人物ですが、これは機構の集積協力金の関係で自分の分を自分で借りる、そういった手続きもあるわけですが、それを解約して面積が大きいですがそれを3つに分割して24・25ページに出てくるように新たな利用集積計画、中間管理法の部分、これによってまた別な人に2つは賃貸借契約をするというための合意解約ということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

無いようでございますので、日程第2報告議案第14号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分1件につきましては、報告のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第14号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分1件につきましては、報告のとおり受理することと決定いたしました。続きまして、日程第3報告議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可指令についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第3報告議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可指令1件についてを、ご説明申し上げます。3ページをお願いします。先月の第5回いちき串木野市農業委員会総会の日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請11件のうちN0.7譲受人が〇〇と〇〇の2名譲渡人が亡〇〇遺言執行者〇〇の申請については、保留としておりましたが、令和3年5月27日の本市の農業委員会総会の終了後に、県農村振興課より許可指令について、3人の法定相続人の同意書の提出後、許可指令を発行してよいと指導がありました。亡〇〇遺言執行者〇〇氏に連絡、令和3年5月31日付けで、亡〇〇遺言執行者〇〇氏より、3人の法定相続人の同意書の提出がされました。権限移譲後本市では、総会終了後、第4条・第5条の許可指令の発行前に、会長・会長代理の2名の農業委員と事務局で本市農業委員会総会での内容確認を行い、本市農業委員会の意見書を作成し検討会で調整し、許可指令を発行しております。今回は、令和3年第5回いちき串木野市農業委員会総会における第4条・第5条の農業委員会の意見書の検討会を、令和3年6月4日(金)に開催しました。

保留の案件については、令和3年5月27日午前8時46分に、中村宛で県農村振興課よりメールが届いておりました。なお、確認できたのは、農業委員会総会終了後でした。県農村振興課の指導に従い、法定相続人3名の同意書を会長及び代理に確認していただき、総会で議決いただいた第5条第1項の規定による他の議案10件と同日で許可指令を発行いたしましたのでご報告いたします。以上です。

議長

先月の総会で中身について細かい資料をたくさんつけて説明があった分です。結果的にまだ県からの最終的な判断が示されていないということで、この件について鹿児島県の農村振興課の判断待ちで先月の

総会は終わった訳です。実はその時間帯に県からメールが届いておりまして法定相続人の3人の同意書があれば、それで今回の分は許可できる。そういった指導があったということで今日の総会に諮る以前に私と代理が許可意見の検討をした際に同意書などの提示があったものですから、他の案件と一緒に許可指令を発出しました。総会では報告議案という形で事後承認という感じで皆様にご報告するというので今回議案となっておりますのでご了解いただきたいと思います。皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、お諮りします。日程第3報告議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可指令については、すでに許可指令書を発出したということで事後承認ということになりますが報告のあったとおり許可するというのでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3報告議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可指令については、申請のあったとおり許可することで決定いたしました。続きまして、日程第4議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

今回の申請は2件です。1件についてまず事務局の説明、調査員からの現地調査の報告をお願いして、そのあとに質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第4議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。

4ページをお願いします。No.1についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地はございませんが、父親の農地を耕作しておられます。譲渡人は県外にお住いで、農地の管理が難しいので、近くの譲受人が受贈することになったそうです。

調査は【正】を蓑手委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

8番蓑手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1につ

いての報告をいたします。調査日は、6月19日（土）午前9時20分から、現地で譲受人の〇〇氏立会いのもと、外菌委員と私とで調査を実施して参りました。申請地の位置図は、資料4・5ページをご覧ください。申請地は農用地区域外農地であります。譲受人は現在〇〇に勤務しながら今回申請地189㎡を譲渡人から受贈し、整地して自家消費用の季節の野菜（トマト・キャベツ等）栽培する計画とのことです。農業に必要な労働力は1人で、農作業機械は小型管理機、草刈り機、田植え機、農薬噴霧器などの機械を所有しておられます。その他作業に必要な時は地域の〇〇の農業機械を利用されるとのことです。通作距離は自宅から約2kmの位置にあります。私どもの調査では、申請地は労働意欲、作業機械とも十分あり持続された耕作がされると判断し、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。続いてNo.2について事務局の説明をお願いします

棚町主査

6ページをお願いします。No.2についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。申請地の②の一部にはため池があります。農政課が土地の所有者に使用料を支払って、周囲の方が利用しておられるとのことです。農政課には、事前に所有者の変更があっても支障がないことは確認してございます。

また、譲受人には一部違反転用がございしますが、後ほど20ページの非農地証明願にてご審議いただくことになっております。調査は【正】を松田委員、【副】を西村委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます

議長

ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

松田委員

8番松田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2についての報告をいたします。調査日は、6月22日（火）午前9時より、申請人本人立会いのもと、西村委員と私とで調査を実施して参りました。申請地については、資料6・7ページをご覧ください。譲渡人の土地を譲受人が購入して、みかんの栽培を行うとのこと。この申請地は農用地区域内農地です。譲受人は現在195aほど果樹栽培をしています。労働力は2人で農機具保有状況は、動噴などあるとのこと。通作距離は約1.5km、申請地ですでにみかんが植えられており、きれいに管理されておりました。調査の結果、問題はないと思

います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。今回は2件ですので事務局の説明と現地調査の報告がありました。それでは、ただ今から質疑に入りたいと思います。まずNo.1について皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないということでございます。次にNo.2について皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、お諮りします。日程第4議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回2件につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、申請のとおり許可することによって決定いたしました。続きまして、日程第5議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は5件ですので、事務局の説明および調査員からの調査報告をお願いしてすべての説明が終わった後に質疑に入ります。それではNo.1について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任

8・9ページをお開きください。日程第5議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。今回は5件でございます。No.1について説明いたします。

譲受人は、現在、家族と両親の家に2世帯で住んでおり、手狭であり、本申請地を譲り受け店舗(内容は〇〇)兼自宅を建築したいための申請であります。

申請地は麓土地区画整理事業地域内の農地で、第3種農地であり、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を古賀委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

9番古賀です。議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1について、6月21日(日)午後1時より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と私で調査をしましたので、報告をいたします。資料の8・9ページを参照してください。申請地は第3種農地第1種中高層住居専用地域内農地で、学校に近く利便性に富んでいるため、居宅と併設される〇〇経営においても適した立地だと思います。

申請地の東側と北側は道路、西側と南側は宅地です。周辺に農地はなく被害を及ぼす恐れはない。申請地は都市計画区域内につき、いちき串木野市により造成済です。用・排水計画の用水は公共上水道、雨水排水は溜枡と水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽です。資金調達計画は、銀行融資で着工は8月で12月までの期間となっております。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、事業計画書、仮換地指定通知などが添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、No.2について事務局の説明をお願いします。

中村主任

No.2についてご説明申し上げます。10・11ページをお開きください。譲受人は、現在鹿屋市在住の〇〇で、今般、転勤で郷里に帰ることになり、当該地を譲り受けて自宅を建てたいための申請であります。申請地は麓土地区画整理事業地域内の農地で、第3種農地であり、第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。ただし今日は外菌委員が欠席でありますので副の蓑手委員に現地調査の報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

8番蓑手です。議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について、6月19日午後2時より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と私で調査をしましたので、報告をいたします。申請地は、上名麓にあります区画整理事業地内で位置図は10・11ページを参照してください。転用の目的は、現在、鹿屋市に在住していて転勤で郷里に帰るため、自宅を建築するため申請をするものです。農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域内の農地で都市計画事業麓土地区画整理事業地内です。

資金調達計画は金融機関からの融資を受ける計画です。申請地の東側、西側、南側は宅地、北側は道路です。申請地は現状のまま利用

し、土留めのためブロックを3段積む予定です。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枘と水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、仮換地指定通知が添付されており、工事は許可後着工です。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 次に、No.3 について事務局の説明をお願いします。

中村主任 12・13 ページをお開きください。NO.3 について説明いたします。借人の〇〇代表取締役〇〇は、〇〇にある〇〇の敷地内に所有するすべての作業車を20台駐車していたが、来客用の駐車場が不足している状況であり、代表取締役〇〇の自宅近くにある本申請地に作業車3台分を駐車することで来客用駐車場を確保したいための申請であります。

今回転用申請の農地は、第2種農地ですので、代替地の検討が必要です。いろいろと検討しましたが、なかなか折り合いがつかない状況であり、今回申請した箇所での申請となったところであります。

なお、今回の申請にあたり、農業用施設設置届出書（倉庫1棟5.6㎡）を出し、今回の申請内容にも記載してあるようにそのまま使用すると説明を受けております。なお使用貸借は20年と記載してあります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくようお願いいたします。

議長 それでは、調査委員の報告をお願いします。

久木山委員 11番久木山です。議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3 について、6月21日（月）午後1時30分より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、古賀委員と私とで調査をいたしました。申請場所は12・13 ページを参照してください。今回の申請は〇〇が所有する駐車場で来客用の駐車場が不足しているため、代表取締役の自宅近くの申請地に作業車3台を確保し、現状の駐車場に来客用3台分を確保したいための申請であります。申請地は、第2種農地であり、造成計画は現状のまま利用し、雨水は自然流下です。造成費については自己資金対応。転用による被害防除の概要は東側は道路、西側は山林、南側は宅地、北側は山林で周囲に農地は無く被害を及ぼす恐れはないです。また。権利を移転し又は設定しようとする契約内容は、20年間の契約期間になります。調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。先に進みます、No.4 について事務局の説明をお願いします。

中村主任 No.4 について、ご説明いたします。14・15 ページをお開きください。譲受人は、現在、市内に居住し、借家住まいであるが、手狭になったため、申請を譲り受けて、自宅を建築したいための申請であります。申請地は、第2種農地であり、代替地検討が必要であります。譲受人は、今回の申請箇所周辺でいろいろと検討し、協議を重ねましたが、今回、譲渡人と交渉が成立し、今回の申請となったものであります。調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 7番樋ノ口です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.4 について、6月21日(月)午前8時45分から、行政書士立会いのもと、前田委員と私で調査をしましたので、報告をいたします。申請地は、位置図は14・15 ページを参照してください。農地としては第2種農地です。今回受人が借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて自宅を建築したいとのことです。第2種農地のため代替地検討したが、他に適当な場所がなくここに落ち着いたとのことです。また農地の現状としては、畑ですが耕作されていません。またきれいに草払いされています。奥の方には柿の木が4本あり、その木は活用して使うとのことです。また畑が2段になっていて奥が低くなっているのですが、今後そこを50cm埋め立てて整地するという話をされました。境界周辺にブロックを積んで境界をはっきりさせるとのことです。

申請地の周辺は北側は畑、西側は畑、南側は宅地・市道路、東側は里道です。地域的には高いところにあり見晴らしも良い。風や隣にある畑などを考えて、屋根高を5m以内に抑えて建築するとのことです。生活污水は合併浄化槽を設置し、パイプで市道側溝に流すとのことです。同様に雨水もそれぞれパイプにて市道へ流す。書類は被害防除、融資証明書が提出されています。着工は許可後7月から11月の予定です。私たちが見たところでは問題ないと思っています。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。次に、No.5 について事務局の説明をお願いします。

中村主任 No.5 について、ご説明いたします。16・17 ページをお開きください。譲受人は、本店を東京都西東京市に置く1981年5月設立した

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようでございます。次にNo.3について、何かご質疑ございませんか。

ちょっと私の方から質問してよろしいでしょうか。現地調査の報告では周囲には農地は無いということで山林という表現があったんですけど、12ページの地図を見た時には田とか畑という表示があるんですがこれは転用してるのか、山林化しているのか。

久木山委員 ○○とか全部道路になっています。○○も畑じゃなくて山林になっています。○○も道路になっています。

畑ではなくて山林になっています。高速道路の関係で手続きしてなくて畑のままになっています。

議長 実質的に周囲に農地はないということですね。
ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、次にNo.4について何か皆さんからご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご覧ですか。特に無いようですので、次のNo.5についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご指摘ないようでございます。No.1からNo.5の5件について、一括してお諮りします。日程第5議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第5議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件分については、申請のとおり許可することによって決定しました。ありがとうございます。

久木山委員 さっきの 12 ページについて、横は高速道路が通っているんですよ。だから、高速道路の法面、地図は道路になっているが少しずれていて昔のままになっています。

議長 それでは次に進みます。日程第 6 議案第 36 号非農地証明願についてを議題にします。今回は 2 件でございます。2 件について事務局の説明を受けて質疑に入りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第 6 議案第 36 号非農地証明願 2 件について説明いたします。18・19 ページをお開きください。NO. 1 については、申請地は 1 筆であります。いちき串木野市緑町〇〇番は、畑 185 m²ですが、昭和 44 年に自宅を建て、違反転用のまま現在に至っていることから始末書を添付しております。事務局としては非農地証明を発行しようと考えております。現地を確認していただいた久木山委員より報告をお願いいたします。

久木山委員 6 月 18 日の 11 時 30 分から中村主任と現地を見てまいりました。昭和 44 年に家を建て、そのまま現在に至っておりますので違反転用という形になっています。非農地証明を発行するべきかと思えます。

議長 次の No. 2 について説明をお願いいたします。

中村主任 No. 2 についてご説明いたします。20・21 ページをお開きください。No. 2 については、申請人が所有する土地が 2 筆ございます。1 筆は今回申請人の家、もう一筆は親の名義になっていますが、亡くなっておられます。2 筆とも地目は畑でございます。昭和 59 年に自宅が建築され、農地法の許可を得ずに転用していることから始末書を提出してもらっています。現地調査については久木山委員と農業委員会事務局で確認をしております。昭和 59 年に建築され農地法の許可を得ていないため今回非農地証明を出すということで申請されております。現在宅地として利用されていることを確認しておりますので、事務局としては非農地証明を発行しようと考えております。現地を確認していただいた久木山委員より報告をお願いいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

久木山委員 6 月 18 日中村主任と現地を見てまいりました。家が 2 軒と倉庫が 3 軒ほど建っております。農業用倉庫も建っております。30 年以上無許可で家を建てております。30 年以上経っているので非農地証明を発行

したいと思っております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

今2件説明がありました。それぞれ、自宅を建ててから相当年数経っております。申請人も農地法の許可が必要だったかについては知らなかったんでしょう。そこははっきりしないが始末書がいずれも添付されていることから農地法違反してるというご認識はあったと思います。

農業委員からの指導が1件はあったということですが、今回の非農地証明願の特にNo.2は3条申請で農地を今回譲り受けるという案件もありまして、違反転用がある状態では3条申請の許可ができないことで合わせての申請になっております。そこらあたりをご了解いただきたいと思えます。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りします。日程第6議案第36号非農地証明願2件につきましては、申請のとおり証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

木場委員

説明を聞きそびれてしまって、No.1、2につきましては、始末書は添付されていますか。

中村主任

両方とも提出されております。

久木山委員

添付されていないと、No.2は3条申請が通らない。

木場委員

だから提出されたんですね。

西委員

転用許可を求めないで、建てたから始末書を出すということかと思うんですが、昭和40年代当時届出を出すことは周知されていたのでしょうか。

始末書が絶対に必要なものか教えてほしい。違反転用の指導の時、20年以上たっている場合は非農地証明願を出してくださいと説明はしているが、始末書をつけてくださいとは今は伝えていない。せっかく申請に行ってくれたのに、始末書を書いてくださいとはちょっとどうなのかと思っている。知っていたのに転用手続きを出していなかった人は始末書が絶対必要だと思うのですが、よく知らずに被相続人も亡くなっていて次の代の方が届出に来られたときに始末書が絶対必要な

のか教えてほしい。説明に行くときに絶対必要なものであるなら始末書も出していただかないといけないんですよという説明をしないといけない。基本、始末書は出すということによろしいですかね。

議長

この内容については総会で何回か議論している。ご本人自体が違反転用してそこに物を作った時には本人の責任だからこの時は始末書を添付してもらいましょう。親の代、その前の代にしたことを後継者が申請する場合については親の代に違反したことだから子の世代については直接責任がないので、そこまで求めるのは難があるのではないかと酷だからということで、本人自体が違反転用した時は始末書を添付させるという取り扱いをお願いします。

木場委員

20年経っていても始末書が必要ですか。

議長

20年経っていようが経ってまいが、違反は違反で本人がした訳だから、その場合は始末書を添付させるようにしましょうという一定の整理をしていた方がいい。

西委員

必ず始末書を取らないといけないのであれば、説明に行くときにそういう書類が要りますよと、一言言っておけば、言われた方もそれも必要な書類と思う。基本出すということで、話をしに行った方がいいですね。基本始末書は必要ですと。

議長

本人の責任の場合は始末書を出してもらい、親の代にしたことを後継者が申請する場合については子の世代については責任がないので、そこまで求めない、そういった整理をお願いします。

違反転用をあまり厳しくするとせっかく違反転用の申請を出してもらうのに、逆に開き直って出さないようになってしまう可能性がある。

議長

それでは次に進みます。日程第7議案第37号農地の形質変更届についてを議題とします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(退席後) それでは、事務局の説明をお願いします。

中村主任

22・23ページをお願いします。日程第7、議案第37号、農地の形質変更届についてご説明申し上げます。届出人〇〇氏からの申請は、

さなど書類の変更が必要であれば差し替えて欲しいと伝えてはある。届出人もそういう風にしようかと話をしている。

議長 事務局は書類の差し替えは必要と考えていますか。

中村主任 2年かかっても5mは盛り上がらない可能性があるので、今回は2mほどの分で図面を修正して出していただこうと思っている。

議長 了承する場合、本人には何の文書を出すのでしょうか。

中村主任 形質変更の許可証を出します。また図面の差し替えは相談して出してもらいます。

議長 他のご質疑なければ、お諮りします、日程第7議案第37号農地の形質変更届につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第7議案第37号農地の形質変更届については、申請のとおり許可することと決定いたしました。〇〇委員は、席へお戻りください。次に、日程第8議案第38号農用地利用集積計画(案)一括方式についてを議題とします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する〇〇委員・〇〇委員・〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(退席後) それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 24～25ページをお願いします。日程第8議案第38号6月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で8件、継続で1件、合計9件12筆17,642㎡です。新規8件のうち、全くの新規は7件で、基盤強化法から中間管理法への変更が1件ございます。

所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で、()書きの方は亡くなっていらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。今回2ページで合意解約をした農地1筆を、3つに分けて契約する農地も含まれております。よろしく願いいたします

議長 はい、ありがとうございます。説明があったとおり、日程第2であった合意解約通知の中間管理機構分が24・25ページNo.8・9の3か所に分かれて一つは本人から本人、No.9は〇〇さんが借りられるという契約です。何かご質疑ございませんか。

議長 私のほうから質問して良いですか。継続1件とは〇〇さんの分ですか。基盤強化法から中間管理法に乗り換える分がどれですかね。

棚町主査 番号2番になります、〇〇さんと〇〇さんの分です。

議長 基盤強化法が満期になって、乗り換えということですね。ほかにご質疑ございませんでしょうか

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようでございますので、お諮りします。日程第8議案第38号農用地利用集積計画書案一括方式については、報告があった内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第8議案第38号農用地利用集積計画書案一括方式につきましては、報告があったとおりの内容で決定いたしました。3人の方はまた席にお戻りください。議事は以上で終わります。

議事録署名委員

• _____

• _____